

一般財団法人長崎県剣道連盟 倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人長崎県剣道連盟（以下「長剣連」という）の組織運営及び剣道（居合道、杖道を含む。以下同じ）の普及振興等に関わる全ての関係者（以下「対象者」という）が、「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践することにより、長剣連の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって長剣連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(基本的責務)

第2条 対象者は、長剣連の定款第3条に定める「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 対象者は「公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践しなければならない。

(遵守事項)

第3条 対象者は、暴力、各種ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）、差別、大会・行事等の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）の違法行為や、剣道の精神を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。

- 2 対象者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 対象者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 対象者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、長剣連の会計処理規程及び補助先、助成先等が指定する経理処理要領等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 対象者は、自らの社会的立場を認識し、常に自らを厳しく律し、長剣連の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 対象者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持つてはならない。

(相談・通報体制)

第4条 長剣連は、倫理違反に関する相談及び通報のための窓口を設置する。

- 2 通報は実名または匿名を問わず受け付ける。

- 3 通報者及び被害者に対する不利益取り扱いを禁止する。
- 4 長剣連は、通報内容を適切に管理し、秘密保持を徹底する。

(調査委員会の設置)

第5条 対象者が第2条及び前条の遵守事項に違反する行為を行った疑いがあるときは、長剣連の会長（以下「会長」という）が指名する有識者を含む3名で構成される調査委員会を設置し、違反行為に関する諮問及び調査を行う。

- 2 利害関係を有する者は委員となることができない。
- 3 調査委員会は、調査に際し、対象者に弁明等の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、当該対象者の違反行為の有無につき、事実の調査、認定及び判断等を行い、その結果を会長に答申する。

(違反行為の処分)

第6条 第2条及び第3条の遵守事項の違反行為に係る処分は、前条の調査委員会の答申に基づき、会長は、次の各号に掲げるとおり決定する。

- ① 口頭または文書による厳重注意
 - ② 公式行事等への参加自粛への勧告
 - ③ 公式行事等への参加停止
 - ④ 前号の処分後の復活決定
- 2 前項は以下の場合には通用せず、それぞれの規程又は規則による。
 - ① 称号・段級位の停止、返上、剥奪の処分は、全日本剣道連盟が定める規則による。会長は、必要と判断した場合には、全日本剣道連盟会長に対し、処分を求める申立てを行う。
 - ② 会員の除名及び会員資格の喪失は、長剣連の定款48条による。
 - ③ 職員の処分は、長剣連の職員就業規則による。
 - 3 会長は、処分を行った場合は、全日本剣道連盟が定める綱紀委員会規則第4条5項の③に基づき、全日本剣道連盟の会長に対し、処分日時、処分内容及び処分理由を報告する。
 - 4 長剣連は、処分に対し、定期的に倫理研修を実施するとともに、再発防止策を講じるものとする。

(教育・研修)

第7条 長剣連は対象者に対し、倫理研修を定期的実施する。

- 2 指導者等は研修受講を義務とする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、令和8年7月1日から施行する。